

**海老名市立障がい者地域活動センター  
生活介護事業所運営業務**

**公募型プロポーザル募集要領**

**令和 8 年 4 月**

**海老名市**

# 海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 公募の経緯

海老名市社家において、新たに障がい福祉施設として、海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）を建設し、令和9年4月より日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に基づき、生活介護事業（以下「生活介護事業」という。）を実施する。

当施設を新たに建設した背景として、障がいの重度化や障がい者の増加に伴い、生活介護事業の利用待機者、利用制限及び将来的な障がい者の増加等の課題が浮き彫りとなっている状況を踏まえ、海老名市立わかば会館からセンターに生活介護事業の実施場所を移転する。

## 2 公募の趣旨・目的

センターでは、重複障がい者、重度障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、社会参加機会の提供、創作的活動を中心に、生活介護事業を実施する。

年々増加する重複障がい者、重度障がい者等のニーズに対応するため、民間委託することにより、事業の安定的な実施、継続が図れるようにすることを目的としている。

## 3 プロポーザルの概要

本業務を実施するに当たり、必要な実績、知識、理解、価格、創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業所を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定する。

### (1) 名称

海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務公募型  
プロポーザル

### (2) 主催者

海老名市

### (3) 担当部署

海老名市保健福祉部障がい福祉課

### (4) 選定方法

本プロポーザルでは、提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により選定委員会が審査を行い、最優秀提案者の選考を行う。

なお、提案者が多数の場合には、海老名市プロポーザル方式契約実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により事前審査を実施する

場合がある。

(5) 審査結果の通知等

審査結果は、最優秀提案者及びそれ以外の提案者へ個別に文書で通知すると共に、最優秀提案者を市ホームページへ掲載する。なお、市から通知を受けた最優秀提案者以外の提案者は、要綱第11条第3項により理由について説明を求めることができる。

(6) 情報公開

審査結果に関する情報について、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）に基づく公開請求があった場合は、非公開情報を除き、公開する。なお、公開の可否は、市で判断する。

#### 4 業務概要

(1) 委託業務名

海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行場所

海老名市社家二丁目16番25号

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

(5) 委託金額

令和9年度 金0円

令和10年度 金0円

令和11年度 金0円

※ 運営費等については、自立支援給付の国報酬及び「別紙（3）利用者見込み及び市単独加算に関する事項」に記載がある市単独加算での対応となるため、委託費の支払いは想定していない。

## 5 最優秀提案者選定までのスケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公告、参加意向申出受付開始、質疑受付開始	令和8年4月14日(火)
2	説明会	令和8年4月24日(金)
3	質疑締切	令和8年4月28日(火)
4	参加意向申出の受付締切	令和8年5月11日(月)12時
5	参加資格確認結果通知 提案書類提出受付開始	令和8年5月15日(金)
6	提案書提出締切	令和8年6月11日(木)
7	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月22日(月)
8	審査結果通知及び最優秀提案者公表	令和8年6月26日(金)

※スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、公告日現在において次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ただし、公告の日から契約を締結するまでの期間に、新たに次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、契約を締結することはできない。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。又は、必要書類を市に提出し、参加について適当であると認められた者。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがされていないこと。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例(平成22年条例第43号)第2条各号のいずれにも該当しないこと。

- (7) 令和3年4月1日以降に生活介護事業所運営業務を3年以上実施していること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 7 配布書類

- (1) 配布期間  
令和8年4月14日(火)から令和8年5月11日(月)12時まで
- (2) 入手方法  
海老名市ホームページからダウンロード
- (3) 配布書類一覧
  - ア 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱
  - イ 海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務公募型プロポーザル募集要領
  - ウ 海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務仕様書
  - エ 海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運営業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準
  - オ 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書(要綱第1号様式)
  - カ 会社概要説明書(様式1)
  - キ 参加資格確認事項申告書(様式2)
  - ク 業務実績書(様式3)
  - ケ 質疑書(様式4)
  - コ 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書(要綱第4号様式)
  - サ 生活介護事業所運営業務企画提案書(様式5)
  - シ 非公開としたい情報届出書(様式6)
  - ス 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書(様式7)
  - セ 労働分野に関する質問回答書(様式8)
  - ソ 本生活介護実施に係る収支計画書(様式9)
  - タ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書(様式10)
  - チ 海老名市障害者リハビリテーション事業実施要綱
  - ツ 令和9年度の海老名市障害者リハビリテーション事業について

## 8 説明会

- (1) 開催日時・場所  
令和8年4月24日(金)10時から / 海老名市役所708会議室
- (2) 内容  
募集要項、施設概要等の説明
- (3) 参加人数  
各事業所2名以内

#### (4) 申込み

説明会は事前申込制ですので、事前に次の事項を記載し、電子メール又は直接、海老名市役所障がい福祉課までご持参ください。(様式は任意)  
メールアドレス：[shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp)

- ① 法人名、② 法人の住所、③ 代表者氏名、④ 出席者氏名、⑤ 連絡先  
※ 申込期日は令和 8 年 4 月 22 日 (水) 17 時 15 分まで

### 9 質疑方法及び期限

プロポーザルに関する質疑は、次のとおりとする。

#### (1) 提出方法

様式 4 「質疑書」により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

#### (2) 提出回数

提案者ごとに 1 回まで

#### (3) 提出先アドレス

[shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp)

提出メールの件名は「【プロポーザル質問 社名(事業者名)】」とする。

#### (4) 提出期限

令和 8 年 4 月 28 日(火)17 時 15 分まで

#### (5) その他

- ① 質問内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。  
② 全ての質問への回答については、令和 8 年 5 月 1 日(金)までに市ホームページに公開する。

### 10 参加意向申出

#### (1) 提出書類

ア 要綱第 1 号様式 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書

イ 会社概要説明書(様式 1)

ウ 参加資格確認事項申告書(様式 2)

エ 業務実績書(様式 3)

オ 県又は市が発行する生活介護事業の指定書の写し

カ 国、県、市による指導監査等結果の写し(それぞれ直近のもの)

キ 直近事業年度の納税証明書(法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税) ※納税証明書(国税)は納税証明書(その 3 の 3)をご提出ください。

なお、徴収猶予等で未納となっている場合は、その旨がわかる通知書や明細を添付してください。

ク 暴力団員等の排除に係る調査承諾書(様式 10)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送。持参の場合は、市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分まで（最終日は12時まで）の間に提出

※郵送の場合は、特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

(4) 提出期限

令和8年5月11日(月)12時まで（必着）

(5) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175番地の1  
海老名市役所保健福祉部障がい福祉課

(6) 参加意向申出の結果通知

市で参加資格の確認を行い、確認結果を海老名市プロポーザル方式参加資格確認結果通知書（要綱第2号様式）で通知すると共に、海老名市プロポーザル方式参加意向申出書記載のメールアドレスへも通知する。

また、参加資格を有していることが確認できた者に対しては、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書（要綱第3号様式）により、提案書提出を要請する。

(7) 説明要求

要綱第8条第3項の規定により、市から参加資格が認められない旨の通知を受けた提案者は、市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）までに、市に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。

## 11 提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第4号様式）

イ 生活介護事業運営業務企画提案書（様式5）

提案書は仕様書及び様式内の指示に基づき作成するものとし、その他提案内容を記載した資料の添付も可とする。

ウ 非公開としたい情報届出書（必要な場合。正本1部のみ）（様式6）

エ 労働分野に関する質問回答書（様式8）

オ 就業規則

カ 前3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書

キ 現事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの

ク 本生活介護実施に係る収支計画書（様式9）

ケ その他の書類

必要に応じて関係書類の提出を求める場合がある。

(2) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

正本には社名、代表者印のあるもの、副本には社名、代表者印のないものを用意すること。要綱第4号様式は正本にのみ添付すること。

(3) 提出期限

令和8年6月11日(木)17時15分まで（必着）

(4) 提出方法及び提出先

参加意向申出と同様

(5) 提出書類作成上及び提出上の留意点

ア 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用して作成する。

イ 各様式の枠の微調整は可とするが、文字サイズは12ポイントとし、イラスト・イメージ図等の注釈等は6ポイント以上とすること。

ウ 提案課題は各様式にて指定するサイズ（指定がない場合はA4）、枚数を原則とし、特定される事務所名や記号などは記載しないこと。

エ 提出した書類等の差し替え、修正等は認めない。また、本業務を行うこととなった場合、提出書類に記載された総括者及び担当技術者は、特別な理由があると市が認めた場合を除き、原則として変更することはできない。

## 12 審査（書類、プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(1) 審査日程等

ア 日時

令和8年6月22日（月）

イ 場所

海老名市役所

ウ 審査内容

①書類審査、②本業務に関するプレゼンテーション、③質疑応答

エ 出席者

5名以内

オ 審査時間等

開始時刻については、追って連絡する。

(2) 注意事項

ア プレゼンテーションは、本プロポーザル参加者が提案書を選定委員に説明する。この場合において、新たな資料の提出は認めないが、スクリーンで投影することは認める。

- イ プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。なお、プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは市で用意するものを使用可能とする。
- ウ 提案者の企業概要、履行実績、業務実施体制に関する項目のプレゼンテーションは不要とする。
- エ 企業が特定されるようなプレゼンテーションは避けること

### 13 審査方法

本プロポーザルの審査は、選定委員会を設置し、提案書の提出があった者の審査を実施する。審査は、「海老名市立障がい者地域活動センター生活介護事業所運營業務に係る公募型プロポーザル提案評価基準」の各評価事項について各選定委員が採点する。なお、本プロポーザル参加者が多数となった場合には、要綱第 12 条の規定により書類による事前審査を行うものとし、評価基準の評価項目「業務遂行能力」及び「企画提案」で審査する。

#### (1) 各選定委員の採点による順位

各選定委員の採点を合計し、選定委員ごとに提案者の順位を決める。

#### (2) 順位点の算出

前項の順位に基づき、選定委員ごとに提案者の順位点を算出する。(提案者の得点と同じ場合は、該当する複数の順位の順位点の平均点を付与する。)

ただし、「合計総得点が満点に対して 60%に満たない場合」又は「選定委員の評価段階に最低評価がある場合」のいずれかに該当する場合は、「選外」として取り扱い、順位点の採点から除外する。

順位点は、次のとおりとする。

1 位… 5 点、2 位… 3 点、3 位… 1 点、4 位以下… 0 点

#### (3) 順位点の合計点による最優秀提案者の選定

選定委員全員の順位点を合計し、審査における提案者順位を決定する。順位点の合計が最も高い者を契約交渉順位第一順位者である最優秀提案者として取り扱い、以下点数が高い順に、第二順位者、第三順位者といった順位をつける。

#### (4) 順位点の合計点と同じであった場合の取り扱い

順位点の合計点と同じであった場合は、次のとおり上位者を決定する。

ア 評価基準中の「企画提案」の合計点が高い者

イ 前記アの合計点と同じであった場合は、評価基準中の「業務遂行能力」の合計点が高い者

ウ 前記イの合計点と同じであった場合は、提出された「本生活介護実施に係る収支計画書(様式 9)」の低い者

## 14 審査の結果通知

審査結果は、海老名市プロポーザル方式提案書等審査結果通知書（要綱第5号様式）で通知するとともに、市ホームページに公表する。なお、審査の経緯及び内容に関する問い合わせには応じない。

なお、要綱第11条第3項の規定により、市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）までに、市に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。

## 15 最優秀提案者の取り扱いについて

- (1) 審査により第一順位者となった提案者と契約締結に向けた交渉を行うが、市が第一順位者との交渉が不調となったと判断した場合には、第一順位者との交渉を終了し、第二順位者と交渉する。以下、第二順位者との交渉が不調となった場合も同様とする。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きについては、海老名市契約規則及び契約約款による。
- (4) 本要領に定めのない事項については、要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。

## 16 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 公告の日から契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 本要領に違反した場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (6) その他選定委員会が本要領に違反すると認める場合

## 17 リスク分担について

暴風、豪雨、大規模地震、新型コロナウイルス感染症等、海老名市または受注者の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象による経費等に増減が生じた場合は、海老名市及び受注者で別途協議する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		海老名市	受注者	分担 (協議)
許認可等	海老名市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	受注者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
委託内容の変更	海老名市の政策による期間中の変更	○		
	受注者の発案による期間中の変更			○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
委託の中断・中止	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	受注者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	受注者に帰責事由があるもの		○	
	受注者が設置した設備・備品		○	
利用者等への損害賠償	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	受注者に帰責事由があるもの		○	
	海老名市と受注者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※「不可抗力」とは、防風、豪雨、地震、火災、テロ、暴動などの天災・人災等を指す

## 18 その他

- (1) 海老名市議会において予算が提案どおり議決されなかった場合、本件については無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用は参加希望者が負担する。
- (2) 参加意向申出書の提出ほか、プロポーザルに係る一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。なお、同条例第14条に基づき非公開としたい情報がある場合は、非公開としたい情報届出書（様式6）により届け出ること。ただし、届出があった情報であっても、公開の判断については市が行うものとする。
- (5) 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書提出後に辞退する場合は、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式7）を提出すること。また、期限までに提案書等の提出がない場合については、海老名市プロポーザル方式参加意向申出書の提出があっても辞退したものとみなす。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実ではない認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しない場合がある。
- (8) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し、損害の賠償を請求することはできない。
- (9) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続きにおいて知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはならない。
- (10) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については請負者と市との協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (11) 契約書は取り交わすものとし、海老名市が作成する。ただし、契約締結に必要な費用は請負者の負担とする。
- (12) 本要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (13) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が定める。